

# 元河南町議会議員の失職に係る審査の申立てに対する裁決について

## 1 事案の概要

---

- 平成 21 年 A 氏は妻子と共に富田林市居宅に転入、以降同所で生活
- 平成 28 年 3 月 妻子を富田林市居宅に残し、A 氏が単身、河南町居宅に転入
- 同年 9 月 25 日 A 氏が河南町議会議員選挙に初当選
- 平成 29 年 5 月 26 日 河南町議会が A 氏について、河南町の区域内に生活の本拠があったとは認められず、被選挙権を有しない者であるとして、議員の資格を有しないと決定（A 氏は議員失職）
- 同年 6 月 16 日 A 氏が知事に同決定の取消しを求める審査の申立てを申請  
※A 氏…以降「申立人」という
- 同年 6 月 21 日 知事が 3 名の自治紛争処理委員を任命  
【中田昭孝（弁護士）、梶哲教（大学准教授）、田上智子（弁護士）】
- 同年 9 月 7 日 「申立てを棄却すべき」とする自治紛争処理委員意見書を受理
- 同年 9 月 12 日 知事に検討状況を報告
- 同年 9 月 14 日 裁決期限
- 同年 9 月 25 日 知事が申立人居宅を現地調査
- 同年 10 月 6 日 「申立てを認容する」裁決（裁決書を審理関係人に交付）

申立人は、本件決定のあった平成 29 年 5 月 26 日に遡り、河南町議会議員の地位を回復

## 2 住所認定に係る判断

### (1) 処分庁の資格決定書

- 申立人は、河南町居宅を拠点に、職業・政治活動を行っているが、平素早朝及び平日夜の2、3日、自動車で妻子が住まう富田林市居宅を訪問し、子らの安全確認等を行っており、妻子の生活費等を負担していること等からすると、富田林市居宅において、現に、物心両面にわたり家族共同体としての生活を形成・維持してきているのであるから、申立人の生活の本拠は富田林市居宅から河南町居宅に移転したと認めることが困難である。
- ➡ 申立人は河南町内に生活の本拠がなく被選挙権を有さず、議員の資格を有しない。

### (2) 自治紛争処理委員の意見書

- 申立人は、河南町居宅で起臥寝食しているが、両居宅は車で10～15分の近さであり、平素早朝・週4、5日夜、自動車で富田林市居宅を訪問し、家の安全確認や子の面倒を見ている。また、申立人は妻子の生活費等を負担している。
- これらの事実からすれば、申立人は、富田林市居宅で現に物心両面にわたり、家族共同体の生活を形成・維持してきている。
- また、両居宅は容易に往来できるにも関わらず、なぜ河南町居宅で起臥寝食するか理解し難い。
- ➡ 申立人の住所は「富田林市居宅」にあり、申立てを棄却すべき。

### (3) 府の裁決書

- 河南町居宅は、申立人がほぼ毎日起臥寝食を行う職業・政治活動の場で、申立人の実家でもあり、申立人は職業生活以外の時間の大半において、妻子と生活を共にしているわけではなく、妻子の元へは必要最小限、都合がつく時間に訪問しているだけあることから、物心両面にわたり、妻子と家族共同体の生活を形成・維持しているとまでは言えない。
- どちらの居宅で起臥寝食するかは、申立人の意思により決定すべきものである。
- 以上のことから、河南町居宅は、客観的に生活の本拠たる実態を具備していると判断できる。
- ➡ 申立人の住所は「河南町居宅」にあり、本件決定を取り消す（申立てを認容する）。

## 参考資料

### (1) 議員失職について

- 議員が被選挙権を有しないものであるときはその職を失い、公職選挙法または政治資金規正法の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除き、被選挙権の有無は、議会が出席議員の2/3以上の多数により決定。(地方自治法(以下「法」という。)第127条)
- ※ 公職選挙法上、地方公共団体の議会の議員の被選挙権は、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する必要がある。

### (2) 審査の申立てについて

- 議会の失職決定に不服がある場合、決定があった日から21日以内に都道府県知事に審査を申し立て、知事の裁決に不服がある場合は、裁決があった日から21日以内に裁判所に出訴できる。(法第127条第3項により準用される第118条第5項)
- ➔ 審査の申立てを行ってからでないと、裁判所に出訴できない。(審査申立て前置)

### (3) 知事の裁決について

- 法の規定による審査の申立てがあった場合、知事は自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上で、審査の申立てに対する裁決を行う。(法第255条の5)
- 審査の申立てに対する裁決は、申立てを受理した日から90日以内にしなければならない。(法第257条第1項)
  - ※ 認容裁決…失職決定処分<sup>の</sup>取消しにより、申立人は失職日に遡って復職が確定。
  - ※ 棄却裁決…申立人は裁判所に出訴できる。
- 裁決をすべき期間内に裁決がないときは、申立てをしりぞける旨の裁決(棄却裁決)があったものとみなすことができる。(同条第2項)
  - ➔ 期間内に裁決がない場合は、申立人は、棄却されたと見なして、出訴することができる。(申立人の権利を保護した規定)

### (4) 自治紛争処理委員について

- ①普通地方公共団体相互間又は普通地方公共団体の機関相互間の紛争の調停、②普通地方公共団体に対する都道府県の関与に関する審査及び③自治法の規定による審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理。(法第251条第1項)
- 委員は3人とし、事件ごとに優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。(同条第2項)

## (5) 関係条文抜粋

### 地方自治法

#### 第118条

- 5 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

#### 第127条

普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- 3 第一百八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

#### 第251条

自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第四百四十三条第三項（第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

- 2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に関係のある事務を担当する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

#### 第255条の5

総務大臣又は都道府県知事に対して第四百四十三条第三項（第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

#### 第257条

この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

### 公職選挙法

#### (選挙権)

#### 第9条

- 2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

#### (被選挙権)

#### 第10条

日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 5 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの